

第一次	第一編 総則（第一条）	
	第一章	裁判所の管轄（第二条—第十九条）
	第二章	裁判所職員の除斥及び忌避（第二十一条—第二十六条）
第三次	第三章 訴訟能力（第二十七条—第二十九条）	
	第四章	弁護及び補佐（第三十条—第四十二条）
	第五章	裁判（第四十三条—第四十六条）
第六次	第六章 書類及び送達（第四十七条—第五十四条）	
	第七章	期間（第五十五条・第五十六条）
	第八章	被告人の召喚・勾引及び勾留（第五十七条—第九十八条の二十四）
第七次	第九章 押収及び捜索（第九十九条—第一百一十七条）	
	第十章	検証（第一百二十八条—第一百四十二条）
第八次	第十一章 証人尋問（第一百四十三条—第一百六十四条）	
	第十二章	鑑定（第一百六十五条—第一百七十四条）
第九次	第十三章 通訳及び翻訳（第一百七十五条—第一百七十八条）	
	第十四章	証拠保全（第一百七十九条・第一百八十一条）
第十次	第十五章 訴訟費用（第一百八十二条—第一百八十八条）	
	第十六章	費用の補償（第一百八十八条の二—第一百八十九条の七）
第十一次	第二編 第一審	
	第一章	捜査（第一百八十九条—第二百四十六条）
第十二次	第二章 公訴（第二百四十七条—第二百七十七条）	
	第二節	争点及び証拠の整理手続
第十三次	第三章 公判	
	第一節	公判準備及び公判手続（第二百七十七条—第三百六十六条）
第十四次	第一目 通則（第三百十六条の二—第三百六十六条の十二）	

第二款 期日間整理手続（第三百六条の二十九—第三百三十六条の二十八）

第三款 公判手続の特例（第三百六条の二十九—第三百三十六条の三十—第三百三十六条の三十一）

第三節 被害者参加（第三百三十六条の三十—第三百三十六条の三十九）

第四節 証拠（第三百三十七条—第三百二十八条）

第五節 公判の裁判（第三百二十九条—第三百五十条）

第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

第一節 合意及び協議の手続（第三百五十二条の二—第三百五十条の六）

第二節 公判手続の特例（第三百五十条の七—第三百五十条の九）

第三節 合意の終了（第三百五十条の十—第三百五十条の十二）

第四節 合意の履行の確保（第三百五十条の十三—第三百五十条の十五）

第五章 即決裁判手続

第一節 即決裁判手続の申立て（第三百五十条の十六・第三百五十条の十七）

第二節 公判準備及び公判手続の特例（第三百五十条の十八—第三百五十条の二十六）

第三節 証拠の特例（第三百五十条の二十七）

第四節 公判の裁判の特例（第三百五十条の二十八・第三百五十条の二十九）

第三編 上訴

第一章 通則（第三百五十一条—第三百七十七条）

第二章 控訴（第三百七十二条—第四百四一条）

第三章 上告（第四百五十五条—第四百八十八条）

第四編 第五編 第六編 第七編 附則	第四章 抗告（第四百十九条—第四百三十四 第五編 再審（第四百三十五条—第四百五十三 第六編 非常上告（第四百五十四条—第四百六 第七編 裁判の執行 第一章 裁判の執行の手続（第四百七十二条 —第五百六条） 第二章 裁判の執行に関する調査（第五百七 —第五百十六条） 第一章 裁判所の管轄 第一條 この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。
第四編 第五編 第六編 第七編 附則	第一条 裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。 第二条 国外に在る日本船舶内で犯した罪については、前項に規定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による。 第三条 国外に在る日本航空機内で犯した罪については、第一項に規定する地の外、犯罪後その航空機の着陸（着水を含む。）した地による。 第四条 事物管轄を異なる数個の事件が関連するときは、上級の裁判所は、併せてこれを管轄することができる。 第五条 高等裁判所の特別権限に属する事件と他の事件とが関連するときは、高等裁判所は、併せてこれを管轄することができる。 第六条 上級の裁判所は、決定で下級の裁判所に管轄に属する事件を併せて審判することができる。

第六条 土地管轄を異にする数個の事件が関連するときは、一個の事件につき管轄権を有する裁判所は、併せて他の事件を管轄することができる。但し、他の法律の規定により特定の裁判所の管轄に属する事件は、これを管轄することができない。

第七条 土地管轄を異にする数個の関連事件が同一裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、その裁判所は、決定で管轄権を有する他の裁判所にこれを移送することができる。

第八条 数個の関連事件が各別に事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、各裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定でこれを一の裁判所に併合することができる。

第九条 前項の場合において各裁判所の決定が一致しないときは、各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で事件を一の裁判所に併合することができる。

第一項の場合は、左の場合に関連するものとする。

- 一 一人が数罪を犯したとき。
- 二 数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。
 - 三 数人が通謀して各別に罪を犯したとき。

犯人蔵匿の罪、証憑滅滅の罪、偽証の罪、虚偽の鑑定通訳の罪及び贋物に関する罪とその本犯の罪とは、共に犯したものとみなす。

第十条 同一事件が事物管轄を異にする数個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所が、これを審判する。

上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で管轄権を有する下級の裁判所にその事件を審判させることができる。

第十二条 同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、最初に公訴を受けた裁判所にその事件を審判させることができ、裁判所が、これを審判する。

各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で後に公訴を受けた裁判所にその事件を審判させることができ、

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十三条 訴訟手続は、管轄違の理由によつては、その効力を失わない。

第十四条 裁判所は、管轄権を有しないときでも、急速を要する場合には、事実発見のため必要な処分をすることができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十五条 檢察官は、左の場合には、関係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

一 裁判所の管轄区域が明らかでないため管轄裁判所が定まらないとき。

二 管轄違を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。

三 法律による管轄裁判所がないとき、又はこれを知ることができないときは、検事総長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。

八 受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第十六条 檢察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

一 管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行なうことができないとき。

二 地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

三 前項各号の場合には、被告人も管轄移転の請求をることができる。

第十七条 檢察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移転の請求をしなければならない。

一 管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行なうことができないとき。

二 地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

三 前項各号の場合には、被告人も管轄移転の請求をることができる。

第十八条 裁判所は、適当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定を以て、その管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。

移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対する対しては、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を疎明して、即時抗告をすることができる。

第二章 裁判官の除斥及び忌避

第二十条 裁判官は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

一 裁判官が被害者であるとき。

二 裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三 裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、保佐人又は補助監督人であるとき。

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六 裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与したとき。

八 受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第十九条 裁判所は、適當と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定を以て、その管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。

移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対する対しては、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を疎明して、即時抗告をすることができる。

第二十条 裁判官の除斥及び忌避

第二章 裁判官の除斥及び忌避

第二十一条 裁判官は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

一 裁判官が被害人又は被疑者が法人であるとき

二 裁判官が被告人又は被疑者の親族であるとき

三 裁判官が被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人又は補助監督人であるとき

四 裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき

五 裁判官が事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき

六 裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき

七 裁判官が事件について第二百六十六条第二号の決定、略式命令、前審の裁判第三百九十八条乃至第四百条、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調べに関与したとき

八 受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

第二十二条 事件について請求又は陳述をした後には、不公平な裁判をする虞があることを理由とすることができる。但し、被告人の明示した意思に反することはできない。

第二十三条 合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判官所属の裁判所が、決して、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

第二十四条 裁判官は、その裁判官所属の裁判所が、決して、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

第二十五条 裁判官は、その裁判官所属の裁判所が、決して、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

第二十六条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

第二十七条 被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。

第二十八条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条又は第四十一条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（二人以上あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

第二十九条 前二条の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、検察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第三十条 被告人又は被疑者が法定代理人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第三十一条 被告人は、数人の弁護人があるとき

第三十二条 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。

第三十三条 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

第三十四条 前条の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによつては、裁判所の規則の定めるところによつては、裁判所の規則による主任弁護人の権限を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、特別の事情のあるとき限り。

第三十五条 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、裁判所の規則による主任弁護人の権限を制限することができる。

第三十六条 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附選任した弁護人がある場合は、この限りでなければならない。

第三十七条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第三十八条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

裁判所が忌避された裁判官の退去により決定をすることができるときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。

第二十四条 訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立は、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前条第三項の規定を適用しない。第二十二条の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立を却下する場合も、同様である。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下は簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下は簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護員の職務を行つたとき。

第二十五条 忌避の申立てを却下する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第二十六条 この章の規定は、第二十条第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

第二十七条 被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行為についてこれを代表する。

第二十八条 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三十九条又は第四十一条の規定を適用しない罪に当たる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（二人以上あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行為についてこれを代理する。

第二十九条 前二条の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、検察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第三十条 被告人又は被疑者が法定代理人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第三十一条 被告人は、数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

第三十二条 公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。

第三十三条 被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則で、主任弁護人を定めなければならない。

第三十四条 前条の規定による主任弁護人の権限については、裁判所の規則の定めるところによつては、裁判所の規則による主任弁護人の権限を制限することができる。

第三十五条 裁判所は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人又は被疑者の弁護人の数を制限することができる。但し、被告人の弁護人については、裁判所の規則による主任弁護人の権限を制限することができる。

第三十六条 被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附選任した弁護人がある場合は、この限りでなければならない。

第三十七条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第三十八条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第三十九条 被告人又は被疑者が法定代理人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第四十条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第四十一条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第四十二条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第四十三条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第四十四条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第四十五条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第四十六条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第四十七条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第四十八条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第四十九条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第五十条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第五十一条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第五十二条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第五十三条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第五十四条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第五十五条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第五十六条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第五十七条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第五十八条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第五十九条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第六十条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第六十一条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第六十二条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第六十三条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第六十四条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第六十五条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第六十六条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第六十七条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第六十八条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第六十九条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第七十条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第七十一条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第七十二条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

第七十三条 被告人又は被疑者は、何時でも弁護人の申立てを理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十四条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十五条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十六条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十七条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十八条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十九条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第四十条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第四十一条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第四十二条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第四十三条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第四十四条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第四十五条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第四十六条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第四十七条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第四十八条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第四十九条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第五十条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第五十一条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第五十二条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第五十三条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第五十四条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第五十五条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第五十六条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第五十七条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第五十八条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第五十九条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第六十条 被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第五十条 公判調書が次回の公判期日までに整理されたなかたときは、裁判所書記は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次回の公判期日までに整理されなかたときは、裁判所書記は、次回の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならぬ。

第五十一条 檢察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

前項の異議の申立ては、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。ただし、第四十八条第三項の規定により判決を宣告する公判期日後に整理された調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをることができる。

第五十二条 公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

第五十三条 何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。

訴訟関係又は閲覧につき正當な理由があつて訴論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係又は閲覧につき正當な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

日本憲法第八十二条第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律でこれを定める。

第五十三条の二 訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号）の規定は、適用しない。

訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五章第二節の規定は、適用しない。

訴訟に関する書類については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二章の規定は、適用しない。この場合において、訴訟に関する書類についての同法第四章の規定については、同法第十四条第一項中「国の機関（行政機関を除く。以下この条において同じ。）」とあり、及び同法第十六条第一項第三号中「国の機関（行政機関を除く。）」とあるのは、「国の機関」とする。

押収物については、公文書等の管理に関する法律の規定は、適用しない。

第五十四条 書類の送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用する。

第七章 期間

第五十五条 期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、日、月又は年で計算するものは、初日を算入しない。但し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日としてこれを計算する。

月及び年は、暦に従つてこれを計算する。

期間の末日が日曜日、土曜日、国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第二百七十八号）に規定する休日、一月一日、一月三日又は十二月二十九日から十一月三十一日までの日に当るときは、これを期間に算入しない。ただし、時効期間についても、この限りでない。

第五十六条 法定の期間は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所又は検察庁の所在地との距離及び交通通信の便否に従い、これを延長することができる。

前項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

第五十七条 裁判所は、裁判所の規則で定める相手の猶予期間を置いて、被告人を召喚することができる。

第五十八条 裁判所は、次の場合には、被告人を勾引することができる。

一 被告人が定まつた住居を有しないとき。

二 被告人が、正当な理由がなく、召喚に応じた時から二十四時間以内にこれを釈放しなければならない。但し、その時間内に勾留状が発せられたときは、この限りでない。

三 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

四 被告人が定まつた住居を有しないとき。

五 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

第六十条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを探るに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるとときは、これを勾留することができます。

第六十一条 裁判所は、被告人が罪を犯したことを探るに足りる相当な理由がある場合で、左の各号の一にあたるとときは、これを勾留することができます。

第六十二条 被告人が定まつた住居を有しない場合は、受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に転属することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

嘱託又は移送を受けた裁判官は、勾引状を發しなければならない。

第六十三条 召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を發することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四条 勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべ

き場所又は勾留すべき刑事施設、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる。令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

第六十五条 召喚状は、これを送達する。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する刑事施設にいる被告人に対しては、刑事施設職員（刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう。以下同じ。）に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が刑事施設職員から通知を受けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する刑事施設にいる被告人に対しては、刑事施設職員（刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう。以下同じ。）に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が刑事施設職員から通知を受けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

受託裁判官は、勾引状を發しなければならない。

第六十六条 裁判所は、被告人の現在地の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に転属することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

受託裁判官は、勾引状を發しなければならない。

第六十七条 前条の場合には、嘱託によつて勾引状を發した裁判官は、被告人を引致した時から二十四時間以内にその人達でないかどうかを取調べなければならない。

被告人が人違でないときは、速やかに且つ直接これを指定された裁判所に送致しなければならない。この場合には、嘱託によつて勾引状を發しなければならない。

索、検証、証人の尋問又は鑑定の処分を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、その処分に関する権限を有する。

「前項第一句の規定に依りて訴訟行為で言論の自由を侵害する事実を閲覧し、且つ贅写することができる。但し、弁護人が証拠物の贅写をするについては、裁判官の許可を受けなければならぬ。」

前項の規定にかかるらず、第六百五十七条规定する記録媒体は、贋写することができない。

被告ノハニは被疑者ニ
裁判所において、第一項の書類及び証拠物を閲覧することができる。ただし、彼は被疑者ニ
者ニ弁護人があるときは、この限りでない。

第十五章 訴訟費用

らない。但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することのできないことが明らかであるときは、この限りでない。

被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしない場合にも、被告人にこれを負担させることができる。

検察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴者が棄却されたとき、又は上訴の取下げがあつたときは、上訴に関する訴訟費用は、こ

れを被告人に負担させることができない。ただし、被告訴人の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、この限りでない。

公証が提出されなかつた場合において、被疑者の責めに帰すべき事由により生じた費用があるときは、被疑者にこれを負担させることがで
きる。

第一百八十二条 共犯の訴訟費用は、共犯人に、連帶して、これを負担させることができる。

提起があつた事件について被告人が無罪又は免訴の裁判を受けた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときは、その者に訴訟費用を負担させることができ。

告訴、告発又は請求があつた事件について公訴が提起されなかつた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときも、前項と同様とする。

第一百八十四条 檢察官以外の者が上訴又は再審若

前項の請求は、無罪の判決が確定した後六箇月以内にこれをしなければならない。

第二編 第一章

官は、
それぞれ、他の法律又

第二

は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

第三百九十条 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及び司法警察職員は、犯人及び証拠を捜査するものとする。

第一百九十一條　の職務の範囲は、別に法律でこれを定める。検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

第一百九十二条 檢察官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

司法警察職員とは、捜査に関して、互に協力しなければならない。

司法警察職員に対し、その捜査に関する必要な一般的の指示をすることができる。この場合における指示は、その他の公訴の遂行に當らうるところの公訴事項に関する一般的

行を全うするためには必要な事項に関する一船的
な準則は、定めることによって行うものとする。
検査官は、その管轄区域により、法務警察職
員に対する、検査の協力を怠るに至らぬよう、
一層の監督を怠らぬよう努める。

員に対して捜査の協力を怠らぬため必要が一般的指揮をすることができる。検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警視監査官を指揮して専

査の補助をさせることができる。
前二項の場合において、司法警察職員は、検
察官の指示又は指揮に従わなければならぬ。

第一百九十四条 檢事総長、検事長又は検事正は、司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示又は指揮に従わない場合において必要と認める

ときは、警察官たる司法警察職員については、
国家公安委員会又は都道府県公安委員会に、**警察官**たる者以外の司法警察職員については、そ

の者を懲戒し又は罷免する権限を有する者に、それぞれ懲戒又は罷免の訴追をすることができ
る。

国家公安委員会、都道府県公安委員会又は警察官たる者以外の司法警察職員を懲戒し若しく

は罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理由のあるものと認めるときは、別に法律の定めることにより、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

第一百九十五条 檢察官及び検察事務官は、捜査の

第一百九十六条 檢察官、檢察事務官及び司法警察が管轄区域外で職務を行うことができる。ため必要があるときは、

職員並びに弁護人その他の職務上捜査に關係のある者は、被疑者その他の者の名譽を害しないよう注意し、且つ、捜査の妨げとならないよう注意しなければならない。

るため必要な取調をすることができる。但し強制の処分は、この法律に特別の定めがある場合でなければ、これをすることはできない。
捜査については、公務所又は公私団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

が
被疑者の供述は、これを調書に録取すること
ができる。

前項の調書は、これ被疑者に閲覧させ、又
は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い合わせ、被
疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述
を調書に記載しなければならない。

被疑者が、調書に誤のないことを申し立てた
ときは、これに署名押印することを求めるこ
とができる。但し、これを拒絶した場合は、この
限りでない。

第二百一一条の二 檢察官又は司法警察員は、次に掲げる者の個人特定事項（氏名及び住所その他個人を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。）について、必要と認めるときは、第一百九十九条第二項本文の請求と同時に、裁判官に対し、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項の記載がない逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるもの交付を請求することができる。

足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。次項及び第二百一一条の二第一項において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。ただし、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

検察官又は司法警察員は、第二項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百条 逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕をすること及び必ず令状はこれを返還しなよしとする。

ハ 像に係る電磁的記録の消去等に関する法律
第二条から第六条までの罪に係る事件
イ 及びロに掲げる事件のほか、犯行の態
様、被害の状況その他の事情により、被害
者の個人特定事項が被疑者に知られること
により次に掲げるおそれがあると認められ
る事件

(1) 被害者等（被害者又は被害者が死亡し
た場合若しくはその心身に重大な障害が

た場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。(以下同じ。)の名誉又は社会生活の平穏が著しく害されるおそれ

第一百九十八条 檢察官、検察事務官又は司法警察官等の職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

前項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない。

第二百一一条 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。
第七十三条第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

二 前号に掲げる者のか、個人特定事項が被疑者に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる者
イ その者の名譽又は社会生活の平穏が著し

二 前号に掲げる者のか、個人特定事項が被疑者に知られることにより次に掲げるおそれがあると認められる者
イ その者の名譽又は社会生活の平穏が著し

口 く害されるおそれ
　イに掲げるもののほか、その者若しくは
　その親族の身体若しくは財産に害を加え又
　はこれらの者を恐怖させ若しくは困惑させ
　る行為がなされるおそれ

裁判官は、前項の規定による請求を受けた場合において、第一百九十九条第二項の規定により逮捕状を発するときは、これと同時に、被疑者に示すものとして、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により被疑事実の要旨を記載した逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わ

るものと交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が前項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

第二項の規定による逮捕状に代わるもの交付があつた場合において、当該逮捕状に代わるものを持たないためこれを示すことができない場合であつて、急速を要するときは、前条第一項の規定及び同条第二項において準用する第七十三条第三項の規定にかかるうら、被疑者に當該逮捕状に代わるものに示すことができる。

第一三二条第三項の規定にかかわらず、被疑者を逮捕する場合に、該被疑者の個人特定事項のうち、当該逮捕状に記載された個人特定事項のうち、当該逮捕状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により被疑事実の要旨を告げるとともに、逮捕状が発せられている旨を告げて、逮捕状により被疑者を逮捕することができる。ただし、当該逮捕状に代わるものは、できる限り速やかに示さなければならぬ。

より被疑者を逮捕したときは、直ちに、検察事務官はこれを検察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない。

被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないとしたときには直ちにこれを釈放し、留置の

必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。

検察官は、第一項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当つては、被疑者に対し、引き続き勾留を請求された場合において貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは、裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対して弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示しなければならない。

を選任することができる旨及び貧困その他の事情により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。ただし、被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の規定により弁護人を選任することができない旨を告げるに当たつては、勾留された被疑者は弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出しができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

第二項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を告げるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない。

第二百七十七条の三 裁判官は、前条第二項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被疑者又は弁護人の請求により、当該措置に係る個人特定事項の全部又は一部を被疑者に通知する旨の裁判をしなければならない。

一 イ又はロに掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合であるとき。
イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が第二百一一条の二第一項第一号イ及びロに規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

第一項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。
前条第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

人を選任することができないときは裁判官に対して弁護人の選任を請求することができる旨並びに裁判官に対し弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会（第三十七条の三第二項の規定により第三十一条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。）に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ旨を教示しなければならない。

第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

検察官は、前項の規定により弁護人を選任することができる旨を告げるに当たつては、被疑者に対し、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならない。

第二百七条 前三条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その遲延がやむを得ない事由に基く正当なものであると認められる場合でなければ、勾留状を発することができない。

前項の裁判官は、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げる際に、被疑者に対し、弁護人

勾留の請求と同時に、裁判官に対し、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たつては当該個人特定事項を明らかにしない方法によりてこと及び被疑者に示すものとして当該個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを受け取ることを請求することができる。

裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たつては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、前各第五項本文の規定により勾留状を発するとときは、これと同時に、被疑者に示すものとして当該個人特定事項を明らかにしない方法によりて被疑事実の要旨を記載した勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを受け取るものとする。ただし、当該請求に係る者が第二百一一条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者に該当しないことが明らかなときは、この限りでない。

るものとする。

第七十条第一項本文及び第二項の規定は、第一項の裁判の執行について準用する。

第一項の裁判を執行するには、前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について当該裁判があつた場合にあつては勾留状を、当該個人特定事項の一部について当該裁判があつた場合にあつては第三項の勾留状に代わるものを、被疑者に示さなければならぬ。

第二百八条 第二百七条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通常て十日を超えることができない。

第二百八十二条 裁判官は、刑法第二編第二章乃至第四章又は第八章の罪にあたる事件について

勾留の請求と同時に、裁判官に対し、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たつては該個人特定事項を明らかにしない方法によること及び被疑者に示すものとして当該個人特定事項の記載がない勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを受け付けることができる。

裁判官は、前項の規定による請求を受けたときは、勾留を請求された被疑者に被疑事件を生じたことを告げ、「被疑事件を生じたことを告げた」とする。

第十七条第一項本文及び第二項の規定は、第一項の裁判の執行について準用する。
第一項の裁判を執行するには、前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について当該裁判があつた場合にあつては勾留状を、当該個人特定事項の一部について当該裁判があつた場合にあつては第三項の勾留状に代わるものとし、被疑者に示さなければならぬ。

けるに当たっては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によるとともに、前各第五項本文の規定により勾留状を発するときには、これと同時に、被疑者に示すものとして当該個人特定事項を明らかにしない方法によります。

第二百八条 第二百七条の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

ときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通常十日を超えることができない。

は、検察官の請求により、前条第二項の規定により延長された期間を更に延長することができない。この期間の延長は、通じて五日を超えることができない。

第二百八条の三 期間を指定されて勾留の執行停止をされた被疑者が、正当な理由がなく、当該期間の終期として指定された日時に、出頭すべき場所として指定された場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百八条の四 裁判所の許可を受けないで指定された期間を超えて制限された住居を離れてはならない旨の条件を付されて勾留の執行停止をされた被疑者が、該条件に係る住居を離れ、当該許可を受けないで、正当な理由がなく、当該期間を超えて当該住居に帰着しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

前項の被疑者が、裁判所の許可を受けて同項の住居を離れ、正当な理由がなく、当該住居を離れることができる期間として指定された期間を超えて当該住居に帰着しないときも、同項と同様とする。

第二百八条の五 勾留の執行停止を取り消され、検察官から出頭を命ぜられた被疑者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に、出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第二百九条 第七十四条、第七十五条及び第八条の規定は、逮捕状による逮捕についてこれを準用する。

第二百十条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを探うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が發せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百十二条 現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひを準用する。

第二百十一条 前条の規定により被疑者が逮捕された場合には、第百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める規定により被疑者が逮捕される。左の各号の一にあたる者が、罪を行ひ終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

- 一 犯人として追呼されているとき。
- 二 賊物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる器その他の物を所持しているとき。
- 三 身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。

四 誰何されて逃走しようとするとき。

五百三十三条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

第二百四条 検察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならぬ。

第二百十五条 司法巡査は、現行犯人を受け取つたときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

司法巡査は、犯人を受け取った場合には、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならぬ。必要があるときは、逮捕者に対しともに官公署に行くことを求めることができる。

第二百十六条 現行犯人が逮捕された場合には、第一百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百十七条 三十万円（刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は料料に当たる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡するおそれがある場合に限り、第二百十三条から前条までの規定を適用する。

第二百十八条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身體検査令状によらなければならない。

第二百十九条 前条の令状には、被疑者若しくは被告人の氏名、姓名、差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者、捜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

前条第二項の場合には、同条の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第六十四条第二項の規定は、前条の令状についてこれを準用する。

第二百二十条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第百九十九条の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の处分をすることができる。第百十条の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、左の处分をすることができる。

第二百十二条 現に罪を行ひ、又は現に罪を行ひを準用する。

第二百十一条 前条の規定により被疑者が逮捕された場合には、第百九十九条の規定により被疑者が逮捕された場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める規定により被疑者が逮捕される。

左の各号の一にあたる者が、罪を行ひ終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

当該他の記録媒体を差し押さえることができること。

身体の拘束を受けている被疑者の指紋若しくは足型を採取し、身長若しくは体重を測定し、又は写真を撮影するには、被疑者を裸にしない限り、第一項の令状によることを要しない。

第一項の令状は、検察官、検察事務官又は司法警察員の請求により、これを発する。

検察官、検察事務官又は司法警察員は、身体の検査を必要とするには、身体の検査を必要とする理由及び身体の検査を受ける者の性別、健康状態その他の裁判所の規則で定める事項を示さなければならない。

裁判官は、身体の検査に関し、適当と認める条件を附することができる。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第一百一条から第百五条まで、第百十条から第百二条まで、第百二十四条、第百五十五条及び第百十八条から第百五十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第百十条、第百十一条の二、第百十二条、第百十四条、第百十八条、第百二十九条、第百三十二条及び第百三十七条から第百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十二条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第百二十二条から第百二十四条までに規定する処分をすることができない。

第二百二十三条 第百十二条、第百三十二条、第百三十三条及び第百三十四条の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、第百十四条から第百二十四条までの規定によつてする検証についてこれを準用する。

第二百二十四条 第一百六条及び第百十七条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる旨の記載がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八条の規定によつてする検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。但し、第百十七条に規定する場所については、この限りでない。

日没前検証に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

第二百二十五条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者を勾留する場合には、令状に規定により差押、捜索又は検証をすること。

前項後段の場合において逮捕状が得られなかつたときは、差押物は、直ちにこれを還付しな

ければならない。第二百二十三条第三項の規定は、この場合についてこれを準用する。

第一項の処分をするには、令状は、これを必要としない。

第一項第二号及び前項の規定は、検察事務官又は司法警察職員が勾引状又は勾留状を執行する場合にこれを準用する。被疑者に対して発せられた勾引状又は勾留状を執行する場合には、

第一項第一号の規定をも準用する。

第二百二十二条 第九十九条第一項、第一百条、第一百一条から第百五条まで、第百十条から第百二条まで、第百二十四条、第百五十五条及び第百十八条から第百五十四条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする押収又は捜索について、第百十条、第百十一条の二、第百十二条、第百十四条、第百十八条、第百二十九条、第百三十二条及び第百三十七条から第百四十条までの規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条又は第二百二十二条の規定によつてする検証についてこれを準用する。ただし、司法巡査は、第百二十二条から第百二十四条までに規定する処分をすることができない。

第二百二十三条 第百十二条、第百三十二条、第百三十三条及び第百三十四条の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、第百十四条から第百二十四条までの規定によつてする検証についてこれを準用する。

第二百二十四条 第一百六条及び第百十七条の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八条、第二百二十条及び前条の規定によつてする検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる旨の記載がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八条の規定によつてする検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができる。但し、第百十七条に規定する場所については、この限りでない。

日没前検証に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

第二百二十五条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者を勾留する場合には、令状に規定により差押、捜索又は検証をすること。

前項後段の場合において逮捕状が得られなかつたときは、差押物は、直ちにこれを還付しな

ければならない。

に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者の利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第二百七十二条の三第三項又は第二百七十二条の四第四項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は贈写するについて、これらのうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは贈写を禁じ、又は当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせるべき時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項の記載がないものを交付し、又は弁護人に裁判書若しくは裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本を交付するに当たり、当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができることで、当該個人特定事項に係る者が他の被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第二百七十七条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、被告人その他訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であつて当該個人特定事項による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他訴訟関係人の証明力の判断に資するような被告人の他の関係者との利害関係の有無を確かめることができる。ただし、当該個人特定事項に係る者が他の被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、前項本文に規定する事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが第二百七十七条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該個人特定事項に係る者の供述の証明力の判断に資する

第二百七十七条の七 裁判所は、第二百七十七条の三第二項、第二百七十七条の四第三項、第二百七十七条の五第二項若しくは前条第一項から第四項までの規定により付した条件に弁護人が違反したとき、又は同条第一項から第四項までの規定による時期若しくは方法の指定に弁護人が従わなかつたときは、弁護士である弁護人にについては当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求を受けた裁判所に通知しなければならない。

第二百七十七条の八 裁判所（第一号及び第四号にあつては裁判長及び合議体の構成員を、第二号及び第三号にあつては第六十六条第四項の裁判官並びに裁判長及び合議体の構成員を含み、第五号にあつては裁判官とする。）は、第二百七十七条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出があつた事件について、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げられる者のものに該当すると認める場合において、相当と認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

一 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第六十一条の規定による被告事件の告知をする。

二 勾引状又は勾留状を発する場合において、これと同時に、被告人に示すものとして、当該個人特定事項を明らかにしない方法により公訴事実の要旨を記載した勾引状の抄本その他の勾引状に代わるもの又は勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものと交換すること。

三 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第七十六条第一項の規定による公訴事実の要旨の告知をし、又はこれをさせること。

四 当該個人特定事項を明らかにしない方法により第七十七条第三項の規定による被告事件の告知をすること。

前項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾引状に代わるものとの交付があつた場合における第七十三条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項前段中「これ」とあり、同条第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは、「第二百七十二条の八第一項第二号の勾引状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾引状に記載された個人特定事項のうち第二百七十二条の八第一項第二号の勾引状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに」とする。

第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものとの交付があつた場合における第七十三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項中「これ」とあり、同条第三項中「勾引状又は勾留状」とあり、及び同項ただし書中「令状」とあるのは、「第二百七十二条の八第一項第二号の勾留状に代わるもの」と、同項中「公訴事実の要旨及び」とあるのは「勾引状に記載された個人特定事項のうち第二百七十二条の八第一項第二号の勾引状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに」とする。

裁判長又は合議体の構成員は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものとの交付があつた場合又は第二百七十二条の二第二項の規定による勾留状に代わるものとの交付があつた場合において、勾留状に記載された個人特定事項のうち第二百七十二条の八第一項第二号の勾留状に代わるものに記載がないものを明らかにしない方法により公訴事実の要旨を告げるとともに」とする。

第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるものとの交付があつた場合における勾留状の規定による勾留状に代わるものとの交付があつた場合又は第二百七十二条の二第二項の規定による勾留状に代わるものとの交付があつた場合において、勾留状に記載された個人特定事項のうち第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めることとは、勾留の理由の開示をするに当たり、当該個人特定事項を明らかにしない方法により被害者事件を告げることができる。

の第一項第二号の勾留状に代わるもの又は第二百七条の二第二項本文の勾留状に代わるものとする。

前項の規定は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による勾留状に代わるもの交付があつた場合又は第二百七条の二第二項の規定による内留狀に代つる場合は、その場所に

定に「するを留めに付れるもの」の下に「あつた場合であつて、第一百六十七条の二第二項に規定するときにおける同項において準用する第九十八条の規定の適用について準用する。

ときは、遲滞なく被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を知らせなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

裁判所は、この法律により弁護人を要する場

合を除いて、前項の規定により弁護人の選任を請求することができる旨を知らせるに当たつては、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、弁護士会

(第三十一条の三第一項の規定により第三十一
条の二第一項の申出をすべき弁護士会をいう。) に弁護人の選任の申出をしていなければならぬ
い旨を教示しなければならない。
第二百七十三条 裁判長は、公判期日を定めなけ
ればならない。
公判期日には、被告人を召喚しなければなら
ない。

公判期日は、これを検察官、弁護人及び補助人に通知しなければならない。

第二百七十四条 裁判所の構内にいる被告人に対する公判期日を通知したときは、召喚状の送達があつた場合と同一の効力を有する。

第二百七十五条 第一回の公判期日と被告人に対する召喚状の送達との間には、裁判所の規則で定める猶予期間を置かなければならない。

第二百七十六条 裁判所は、検察官、被告人若し

くは弁護人の請求により又は職権で、公判期日を変更することができる。公判期日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

前項但書の場合には、変更後の公判期日において、まず、検察官及び被告人又は弁護人に対し、異議を申し立てる機会を与えないければなら

第二百七十七条 裁判所がその権限を濫用して公判期日を変更したときは、訴訟関係人は、最高裁判所の見解によつておこなつてはならない。

第二百七十八条 公判期日に召喚を受けた者が病氣その他の事由によつて出頭することができないときは、裁判所の規則の定めるところによつて半月の期間又は訴令の定めるところによつて司法行政監督上の措置を求めることができる。

り、医師の診断書その他の資料を提出しなければならない。

ときは、検察官又は弁護人に對し、公判準備又は公判期日に出頭し、かつ、これらの手続が行われている間、在席又は在廷することを命ずることができる。

定する命令をし又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

前二項の規定による命令を受けた検察官又は弁護人が正当な理由がなくこれに従わないときは、決定で、十万円以下の過料に処し、かつ、その命令に従わないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しても、即時抗告をすること

ができる。
裁判所は、第三項の決定をしたときは、検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求しなければならない。
前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置を裁判所に通知しなければならない。

第二百七十九条 裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職權で、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百八十一条 公訴の提起があつた後第一回の公判期日までは、勾留に関する処分は、裁判官がこれをを行う。

第一百九十九条若しくは第二百十条の規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被疑者でまだ勾留されていないものについて第二

百四条又は第二百五十三条の時間の制限内に公訴の提起があつた場合には、裁判官は、速やかに、被告事件を告げ、これに関する陳述を聴き、勾留状を発しないときは、直ちにその釈放を命じ

前二項の裁判官は、その処分に關し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

百五十八条に掲げる事項を考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き必要と認めるとときに限り、公判期日外においてこれを尋問することができる。

七条の六第一項及び第二項に規定する方法によ
る場合を含む。においては、圧迫を受け充分な
供述をすることができないと認めるときは、弁
護人が立ち会つている場合に限り、検察官及び
弁護人の意見を聴き、その証人の供述中被告人

を退席させることができる。この場合には、供述終了後被告人に証言の要旨を告知し、その証人を尋問する機会を与えるなければならない。

第二百八十二条の三 弁護人は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等（複製その他証拠の全部又は一部をそのまま記録した物及び書面をいう。以下同じ。）を適正に管理し、その

保管をみだりに他人にゆだねてはならない。
二百八十一條の四 被告人若しくは弁護人（第四百四十條に規定する弁護人を含む。）又はこれらであつた者は、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は賄写の機会を与えられた証拠に係る複製等を、次に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供してはならない。

二 一 当該被告事件の審理その他の当該被告事件に係る裁判のための審理

二 二 当該被告事件に関する次に掲げる手続

二 一 第一編第十六章の規定による費用の補償

二 二 の手続

口 一 第三百四十九条第一項の請求があつた場合の手続

木ニハ 第三百五十条の請求があつた場合の手続 上訴権回復の請求の手続 再審の請求の手続

リチトヘル非常上告の手続
第五百条第一項の申立ての手続
第五百二条の申立ての手続
刑事訴訟の見守による補償の請求

前項の規定に違反した場合の措置について
は、被告人の防御権を踏まえ、複製等の内容、
行為の目的及び様態、関係人の名前、その私生
手続

活又は業務の平穏を害されているかどうか、当該複製等に係る証拠が公判期日において取り調べられたものであるかどうか、その取調べの方法その他の事情を考慮するものとする。

第二百八十五条 被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は暗写の機会を与えた証拠に係る

複製等を、前条第一項各号に掲げる手続又はその準備に使用する目的以外の目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

弁護人（第四百四十九条に規定する弁護人を含む。以下この項において同じ。）又は弁護人で、あつた者が、検察官において被告事件の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた証拠に係る複製等を、対価として財産上の利益その他の利益を得る目的で、人に交付し、又は提示し、若しくは電気通信回線を通じて提供したときも、前項と同様とする。

第二百八十九条の六 裁判所は、審理に一百日以上を要する事件については、できる限り、連日開廷し、継続して審理を行わなければならない。
訴訟関係人は、期日を厳守し、審理に支障を来さないようにしなければならない。

第二百八十二条 公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。

公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ検察官が出席してこれを聞く。

第二百八十三条 被告人が法人である場合には、代理人を出頭させることができる。

第二百八十四条 五十万円（刑法、暴力行為等处罚に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、五万円）以下の罰金又は料料に当たる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要

記載がないもの（いずれも第二百七十二条の五第一項又は第二項（これらは規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の決定により通知することとされたものを除く。第九項において同じ。）に該当し、かつ、第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」、「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と「その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

第二項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも、第三項と同様とする。この場合において、同項中「証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の供述」とあるのは「証人の供述」と、「その証人、鑑定人、通訳人の氏名」とあるのは「当該氏名」とする。

検察官は、第二百四十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている者であつて検察官が証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者（以下この項及び第八項において「検察官請求証人等」という。）若しくは検察官請求証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えた上で、その検察官請求証人等の氏名又は住居を被告人に知らせることはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができない。ただし、その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人との他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百四十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十二条の二第二項の規定により起訴状抄本等を提出した場合又は第三百十二条の二第二項の規定により訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載

がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当するとの認めるときも前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらに記載され又は記録されているこれらの個人特定事項」と、同項ただし書中「その検察官請求証人等」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人」とする。

検察官は、第六項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき（被告人に弁護人がないときを含む。）は、その検察官請求証人等の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなる場合その他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に對し、証拠書類又は証拠物のうちその検察官請求証人等の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分について閲覧する機会を与える呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えなければならぬ。

第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、第二百七十七条の三第三項又は第二百七十二条の四第四項の規定により起訴状抄本等又は訴因変更等請求書面抄本等を提出した場合であつて、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認めるときも、前項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の供述」とあるのは「これらの個人特定事項」とあるのは「これらの個人特定事項」とする。

第七項前段に規定する場合において、被告人に弁護人がないときも 第八項と同様とする。この場合において、同項中「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらの個人特定事項に係る証人の供述」と、「その検察官請求証人等の氏名又は住居」とあるのは「これらの個人特定事項」とする。

第二百九十九条の五

一項 第三項、第六項又は第八項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置の全部又は一部を取り消さなければならぬ。

一 当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるそれがないとき。

二 当該措置により、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防衛に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

三 檢察官のとつた措置が前条第三項又は第八項の規定によるものである場合において、同条第一項本文又は第六項本文の規定による措置によつて第一号に規定する行為を防止できるとき。

検察官が前条第二項、第四項、第五項、第七項、第九項又は第十項の規定による措置をとつた場合において、次の各号のいずれかに該当するとの認めるときも、前項と同様とする。

一 当該措置に係る氏名若しくは住居又は個人特定事項が起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないもの又は訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないもの（第三百十二条第一項の請求を却下する決定があつた場合における当該請求に係るものを除く。）に該当しないとき。

二 イ又は口に掲げる個人特定事項の区分に応じ、当該イ又は口に定める場合であるとき。

イ 被害者の個人特定事項 当該措置に係る事件に係る罪が第二百七十二条の二第一項第一号イ及び口に規定するものに該当せず、かつ、当該措置に係る事件が同号ハに掲げるものに該当しないとき。

三　置に係る者が第二百七十七条の二第一項第五号に掲げる者に該当しないとき。
四　該措置により、該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御が実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。
五　検察官のとつた措置が前条第四項、第五項、第九項又は第十項の規定によるものである場合において、同条第二項又は第七項の規定による措置によつて第二百七十七条の二第一項第一号ハ（1）及び第二号イに規定する名譽又は社会生活の平穏が著しく害されることが並びに同項第一号ハ（2）及び第二号ロに規定する行為を防止できるとき。
裁判所は、第一項第二号又は第三号に該当すると認めて検察官がとつた措置の全部又は一部を取り消す場合において、同項第一号に規定する行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に對し、当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができます。ただし、当該条件を付し、又は当該時期若しくは方法の指定をすることにより、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者の利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき、
（個人特定事項）とする。

第二百九十九条の六 裁判所は、検察官がとつた

裁判所は、第一項又は第二項の請求についての決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。
第一項又は第二項の請求についての決定（第三項又は第四項の規定により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する裁判を含む。）に対しても、即時抗告をすることができる。

裁判所は、検察官がとつた第二百四十九条の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困らせる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は贋写するについて、これららのうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは贋写を禁じ、又は当該氏名若しくは住居を被告人に知らせではなくない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害關係の有無を確かめることができるなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、第一項又は第二項の請求についての決定をするときは、検察官の意見を聴かなければならない。
第一項又は第二項の請求についての決定（第三項又は第四項の規定により条件を付し、又は時期若しくは方法を指定する裁判を含む。）に対しても、即ち抗告をすることはできる。
第二百九十九条の六 裁判所は、検察官がとつた第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれららの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は記載され又は記録謄写するに当たり、これらに記載され又は記録されていいる当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の説明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護人から第46条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるとときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第二百九十九条の七 檢察官は、第二百九十九条

裁判所は、検察官がとつた第二百九十九条の四第一項若しくは第六項の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を恐怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、被告人その他の訴訟関係人（検察官及び弁護人を除く。）から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び当該請求をした被告人その他の訴訟関係人の意見を聴き、相当と認めるときは、裁判書又は裁判を記載した調書の抄本であると認める場合において、被告人から第四十六条の規定による請求があつた場合であつて、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人に裁判書又は裁判を記載した調書の抄本又は抄本を交付するに当たり、これらに記載されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

裁判所は、検察官がとつた第一百九十九条の四第三項若しくは第八項の規定による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を恐怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、弁護人から第四十六条の規定による措置に係る者若しくは裁判所がとつた前条第三項の規定による措置に係る者若しくは財産に害を加え又はこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を恐怖させ若しくは困惑させられるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる。ただし、当該措置に係る者の供述の証明力の判断に資するような被告人その他の関係者との利害関係の有無を確かめることができなくなるときその他の被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

第三百七十七条の二 第二百九十五条の二の決定がなされた事件については、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条乃至第三百二十二条及び第三百四条乃至前条の規定は、これを適用せず、証拠調査は、公判期日において、適当と認める方法でこれを行うことができる。

第三百八条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に対し、証拠の証明力を争うために必要とする適当な機会を与えなければならない。被告人又は弁護人は、証拠調査に関し異議を申し立てることができる。

検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の处分に対しても異議を申し立てることができる。

裁判所は、前項の申立について決定をしなければならない。

第三百十条 証拠調査を終つた証拠書類又は証拠物は、遅滞なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代え、その謄本を提出することができる。

第三百十一条 被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

第三百十二条 裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

裁判所は、審理の経過に鑑み適当と認めるときは、訴因又は罰條を追加又は変更すべきことを命ずることができる。

第一項の請求は、書面を提出してしなければならない。

検察官は、第一項の請求と同時に、被告人に送達するものとして、前項の書面（以下「訴因変更等請求書面」という。）の謄本を裁判所に提出しなければならない。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の提出があつたときは、遅滞なくこれを被告人に送達しなければならない。

第三項の規定にかかるわらず、被告人が在廷する公判庭においては、第一項の請求は、口頭ですることができる。この場合においては、第四項の規定は、適用しない。

第三百十二条の二 檢察官は、訴因変更等請求書面に記載された第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、前条第五項の規定による訴因変更等請求書面の謄本の送達により当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めることができる。

前項の規定による求めは、裁判所に対し、訴因変更等請求書面とともに、被告人に送達するものとして、当該求めて係る個人特定事項の記載がない訴因変更等請求書面の抄本その他の訴因変更等請求書面の謄本に代わるもの（以下この条において「訴因変更等請求書面抄本等」という。）を提出して行わなければならない。

裁判所は、前項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出があつたときは、前条第五項の規定にかかわらず、遅滞なく訴因変更等請求書面抄本等を被告人に送達しなければならない。

第二百七十二条の三から第二百七十二条の八までの規定は、第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等の提出について準用する。この場合において、第二百七十二条の三百七十三条中「前条第一項第一号ハ（1）」であるのは、「第二百七十二条の二第一項第一号ハ（1）」と、第二百七十二条の五第一項中「第二百七十二条の二第四項」とあるのは、「第三百十二条の二第三項」と、第二百七十二条の六第五項及び第二百七十二条の八第一項中「同条第一項第一号」とあるのは、「第二百七十二条の二第一項第一号」と読み替えるものとする。

第三百十三条 裁判所は、適當と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離し若しくは併合し、又は終結した弁論を再開することができる。

裁判所は、被告人の権利を保護するため必要があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、決定を以て弁論を分離しなければならない。

第三百三十三条の二 この法律の規定に基づいて裁判所若しくは裁判長又は裁判官が付した弁護人の選任は、弁論が併合された事件についてもその効力を有する。ただし、裁判所がこれと異なる決定をしたときは、この限りでない。

前項のただし書の決定をするには、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならぬ。

第三百三十四条 被告人が心神喪失の状態に在るときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、その状態の続いている間公判手続を停止しなければならない。但し、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかな場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。

被告人が病気のため出頭することができないときは、検察官及び弁護人の意見を聴き、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。但し、第二百八十四条及び第二百八十五条の規定により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事実の存否の証明に欠くことのできない証人が病気のため公判期日に出頭することができないときは、公判期日においてその取調べをするのを適当と認める場合の外、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。

前三項の規定により公判手続を停止するには、医師の意見を聴かなければならない。

第三百三十五条 開廷後裁判官がかわったときは、公判手続を更新しなければならない。但し、判断の宣告をする場合は、この限りでない。

第三百三十六条の二 第二百九十二条の二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百三十六条 地方裁判所において一人の裁判官のした訴訟手続は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

日前に、決定で、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として、事件を公判前整理手続に付することができる。

前項の決定又は同項の請求を却下する決定をするには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

公判前整理手続は、この款に定めるところにより、訴訟関係人を出頭させて陳述させ、又は訴訟関係人に書面を提出させる方法により、行うものとする。

第三百一十六条の三 裁判所は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行なうことができるよう、公判前整理手続において、十分な準備が行われるようにするとともに、できる限り早期にこれを終結させるように努めなければならない。

訴訟関係人は、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行なうことができるよう、公判前整理手続において、相互に協力するとともに、その実施に關し、裁判所に進んで協力しなければならない。

第三百一十六条の四 公判前整理手続においては、被告人に弁護人がなければその手続を行なうことができない。

公判前整理手続において被告人に弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を付さなければならぬ。

第三百一十六条の五 公判前整理手続においては、次に掲げる事項を行うことができる。

一 訴因又は罰条を明確にさせること。

二 訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を許すこと。

三 第三百七十二条の五第一項又は第二項（これららの規定を第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。）の請求について決定をすること。

四 公判期日においてすることを予定している主張を明らかにさせて事件の争点を整理すること。

五 証拠調べの請求をさせること。

六 前号の請求に係る証拠について、その立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。

七 証拠調べの請求に関する意見（証拠書類について第三百二十六条の同意をするかどうかの意見を含む。）を確かめること。

る開示をしたもの(除く)について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、当該証拠物により特定の検察官請求証拠の証明力を判断するために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときも、同項と同様とする。

被告人又は弁護人は、前二項の開示の請求をするときは、次の各号に掲げる開示の請求の区分に応じ、当該各号に定める事項を明らかにしなければならない。

ことを予定している事実上及び法律上の主張があるときは、裁判所及び検察官に対し、これを明らかにしなければならない。この場合においては、三百六十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

又は弁護人から開示の請求があつた場合において、その関連性の程度その他、被告人の防御の準備のために当該開示をすることの必要性の程度並びに当該開示によつて生じるおそれのある弊害の内容及び程度を考慮し、相当と認めるときは、速やかに、第三百六十六条の十四第一項第一号に定める方法による開示をしなければならない。この場合において、検察官は、必要と認めるとときは、開示の時期若しくは方法を指定し、又は条件を付すことができる。

めるとときは、速やかに、裁判所及び検察官に対し、その追加し又は変更すべき主張を明らかにしなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

被告人又は弁護人は、その証明予定事実を証明するために用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百十六条の十三第三項の規定を準用する。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の主張を明らかにすべき期限及び前項の請求の期限を定めることがで

第三百六十六条の十八及び第三百六十六条の十九の規定は、第二項の規定により被告人又は弁護人が取調べを請求した証拠についてこれを準用する。

し又は変更すべき主張に関連すると認められる
証拠についてこれを準用する。

二 前項の開示の請求 次に掲げる事項
イ 開示の請求に係る押収手続記録書面を識別するに足りる事項
ロ 第一項の規定による開示をすべき証拠物と特定の検察官請求証拠との関係その他の事情に照らし、当該証拠物により当該検察官請求証拠の証明力を判断するために当該表示が必要である理由

二　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人　その氏名及び住居を知る機会を与え、かつ、その者の供述録取書等のうち、その者が公判期日に於いて供述すると思料する内容が明らかにないもの（当該供述録取書等が存在しないとき、又はこれを閲覧させることが相当でないと認めるとき）にあつては、その者が公判期日において供述すると思料する内容の要旨を記載した書面（以下「記載した書面」といふ）を閲覧し、かつ、贋写する機会を与えること。

三百六十六条の十九　検察官は、前条の規定によつて開示をすべき証拠の開示を受けたときは、第三百六十六条の十九

詮擬書類又は詮擬物　当該詮擬書類又は詮擬物を閲覧し、かつ、贋写する機会を与えること。

第三百六十六条の二十一 檢察官は、第三百六十六条の十三から前条まで（第三百六十六条の十四第五項を除く。）に規定する手続が終わった後、その証明予定事実を追加し又は変更する必要があると認めるときは、速やかに、その追加し又は変更すべき証明予定事実を記載した書面を、裁判所に提出し、及び被告人又は弁護人に送付しなければならない。この場合においては、第三百六十六条の十三第一項後段の規定を準用する。

検察官は、その証明予定事実を証明するため、用いる証拠の取調べの請求を追加する必要があると認めるときは、速やかに、その追加すべき証拠の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百六十六条の十三第三項の規定を準用する。

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、第一項の書面の提出及び送付並びに前項の請求の期限を定めることができ

第三百九十九条の五から第二百九十九条の七までの規定は、検察官が前項において準用する第二百九十九条の四第一項から第十項までの規定による措置をとつた場合についてこれを準用する。

第三百六条の二十四　裁判所は、公判前整理手続を終了するに当たり、検察官及び被告人又は弁護人との間で、事件の争点及び証拠の整理の結果を確認しなければならない。

第三目　証拠開示に関する裁定

第三百六条の二十五　裁判所は、証拠の開示の

裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽いた上で、前項の意見を明らかにすべき期限を定めることができる。

第三百六十六条の二十 檢察官は、第三百六十六条の十四第一項並びに第三百六十六条の十五第一項及び第二項の規定による開示をした証拠以外の証拠であつて、第三百六十六条の十七第一項の主張に関連すると認められるものについて、被告人

第三百六十六条の二十二 被告人又は弁護人は、三百六十六条の十三から第三百六十六条の二十まで（第三百六十六条の十四第五項を除く。）に規定する手続が終わつた後、第三百六十六条の十七第一項の主張を追加し又は変更する必要があると認

必要性の程度並びに証拠の開示によつて生じる
おそれのある弊害の内容及び程度その他の事情
を考慮して、必要と認めるときは、第三百六十六
条の十四第一項（第三百六十六条の二十一第四項
において準用する場合を含む。）の規定による

その委託を受けた弁護士のする尋問が第一項に規定する事項以外の事項にわたるときは、これを制限することができる。

又はその委託を受けた弁護士から、その者が被告人に対して第三百十一条第二項の供述を求めるための質問を発することの申出があるときには、被告人又は弁護人の意見を聴き、被害者を含む加人又はその委託を受けた弁護士がこの法律の規定による意見の陳述をするために必要があると認める場合であつて、審理の状況、申出に係る質問をする事項の内容、申出をした者の数その他的事情を考慮し、相当と認めるときは、申出をした者が被告人に対してその質問を発することを許すものとする。

第三百六十六条の三十九 裁判所は、被害者参加人が第三百六十六条の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、被害者参加人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、被害者参加人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聞き、その不安又は緊張を緩和するのに適當であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは被告人に対する供述を求める行為若しくは訴訟関係人がする陳述を妨げ、又はその陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、被害者参加人に付き添わせることができる。

情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその被害者参加人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を探ることができる。

第四節 証拠

第三百七十九条 事実の認定は、証拠による。

第三百八十条 証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

第三百九十九条 強制、拷問又は脅迫による自白、不正に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

被告人は、公判廷における自白であると否とを問はず、その自白が自己に不利益な唯一の証

若しくは実質的に異なつた供述をしたとき。ただし、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る。

三 前二号に掲げる書面以外の書面について
は、供述者が死亡、精神若しくは身体の故
障、所在不明又は国外にいるため公判準備又
は公判期日において供述することができず、
かつ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠
くことができないものであるとき。ただし、
その供述が特に信用すべき情況の下にされた
ものであるときに限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日
における供述を録取した書面又は裁判所若しく
は裁判官の鑑定の結果を記載した書面は、前項

前項の申出は、あらかじめ、質問をする事項を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、当該事項について自ら供述を求める場合を除き、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項、第三項及び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人のほか、被委託を受けた弁護士のする質問が第一項に規定する見つからないことによるべき事項に見付かる見つからないことによるべき事

第三百六十六条の三十八 裁判所は、被害者参加人又はその委託を受けた弁護士から、事実又は法律の適用について意見を陳述することの申出がある場合において、審理の状況、申出をした者を制限することができる。

の数その他の事情を考慮し、相當と認めるときには、公判期日において、第二百九十三条第一項の規定による検察官の意見の陳述の後に、訴因として特定された事実の範囲内で、申出をした者がその意見を陳述することを許すものとする。

前項の申出は、あらかじめ、陳述する意見の要旨を明らかにして、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

裁判長は、第二百九十五条第一項、第三項及び第四項に規定する場合のほか、被害者参加人及びその委託を受けた弁護士の意見の陳述が第一項に規定する範囲を超えるときは、これを制限することができる。

第一項の規定による陳述は、証拠とはならぬものとする。

裁判所は、被害者参加人が第三百六十六条の三十四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、被害者参加人が被告人の面前において在席、尋問、質問又は陳述をすることは圧迫を受け精神の平穎を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるとときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、弁護人が出頭している場合に限り、被告人とその被害者参加人との間で、被告人から被害者参加人の状態を認識することができないようにするための措置を探ることができる。

裁判所は、被害者参加人が第三百六十六条の三十四第一項の規定により公判期日に出庭する場合において、犯罪の性質、被害者参加人の年齢、心身の状態、名譽に対する影響その他の事

第三百二十一條 被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を録取した書面で供述者の供述については、前項の規定は、これを適用しない。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第三百二十一條の二 被告事件の公判準備若しくは公判期日における手続以外の刑事手続又は他の事件の刑事手続において第百五十七条の六第一項又は第二項に規定する方法によりされた証

署名若しくは押印のあるものは、次に掲げる場合に限り、これを証拠とすることができる。
一 裁判官の面前（第五百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む。）における供述を録取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日ににおいて供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異なつた供述をしたとき。

二 檢察官の面前における供述を録取した書面

人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体がその一部とされた調書は、前条第一項の規定にかかるわらず、証拠とすることができる。この場合において、裁判所は、その調書を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えないければならない。

前項の規定により調書を取り調べる場合においては、第三百五条第五項ただし書の規定は、適用しない。

第一項の規定により取り調べられた調書に記録された証人の供述は、第二百九十五条第一項

については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは国外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は公判準備若しくは公判期日において前の供述と相反するか

前段並びに前条第一項第一号及び第二号の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

より記録した記録媒体（その供述がされた聽取の開始から終了に至るまでの間ににおける供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた情況の下にされたものであると認める場合であつて、聽取に至るまでの情況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一條第一項の規定にかかるわらず、証拠とすることができるのである。この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えないければならない。

一次に掲げる者

イ 刑法第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条、第一百八十二条若しくは第二百二十六条の罪、同法第二百二十五条若しくは第二百二十六条の第二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第二百二十七条第一項（同法第二百二十五条又は第二百二十条の二第三項の罪を犯した者を帮助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪、児童貢春、児童ボルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律第四条から第八条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影響に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪の被害者ハ、イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穀を著しく害されるおそれがあると認められる者

二次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の特性

他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

被告人が作成した供述書又は被告人の供述を錄取した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。

被告人の公判準備又は公判期日における供述を錄取した書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九条の規定に準じ、任意にされたものではない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

被告人の公判準備又は公判期日における供述を錄取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第三百二十二条 被告人が出頭しないでも証拠調を行うことができる場合において、被告人が出頭しないときは、前項の同意があつたものとみなす。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三百二十三条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日に出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記載して提出したときは、その文書又は供述すべき者を取り調べないでも、その書面を証拠とすることができる。この場合においても、その書面の証明力を争うこと妨げない。

第三百二十四条 第三百二十二条乃至第三百二十九条の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証明力を争うためには、これを証拠とすることができます。

第三百二十八条 第三百二十二条乃至第三百二十九条の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人に対する判断を示さなければならぬ。

第三百二十九条 被告事件が裁判所の管轄に属しないときは、判決で管轄違の言渡をしなければならない。但し、第二百六十六条第二号の規定により地方裁判所の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百三十一条 高等裁判所は、その特別権限に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百三十二条 裁判所は、被告人の申立がなければ、土地管轄について、管轄違の言渡をすることができない。

第三百三十三条 裁判所は、第三百二十二条第一項第一号の規定を準用する。

第三百三十四条 裁判所は、第三百二十二条第一項第一号の規定により証拠とすることができる供述で被告人以外の者の供述をその内容とすることについては、第三百二十二条第一項第一号の規定を準用する。

第三百三十五条 被告事件は、第三百二十二条第一項第一号の規定により証拠とすることができる供述で被告人以外の者の供述をその内容とすることについては、第三百二十二条第一項第一号の規定を準用する。

第三百三十六条 被告事件が罪とならないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。

第三百三十七条 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

第三百三十八条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

第三百三十九条 左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

第三百四十条 左の規定に違反して公訴が提起されたとき。

第三百四十二条 左の規定に違反して公訴が提起されるとするものについては、第三百二十二条の規定により地方法院の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百四十三条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十四条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十五条 被告事件は、第三百二十二条第一項第一号の規定により証拠とすることができる供述で被告人以外の者の供述をその内容とすることについては、第三百二十二条第一項第一号の規定を準用する。

第三百四十六条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十七条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十八条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百二十六条 檢察官及び被告人が証拠とすることにより、その旨の言渡をしなければならない。

第三百二十七条 被告人が出頭しないでも証拠調を行ふことができる場合において、被告人が出頭しないときは、前項の同意があつたものとみなす。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三百二十八条 裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日に出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記載して提出したときは、その文書又は供述すべき者を取り調べないでも、その書面を証拠とすることができる。この場合においても、その書面の証明力を争うこと妨げない。

第三百二十九条 被告事件が罪とならないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。

第三百三十条 被告事件が罪とならないときは、判決で免訴の言渡をしなければならない。

第三百三十二条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

第三百三十三条 左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

第三百三十四条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定により公訴の提起がその効力を失つたとき。

第三百三十五条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定により公訴の提起がその効力を失つたとき。

第三百三十六条 被告事件が罪とならないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。

第三百三十七条 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

第三百三十八条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

第三百三十九条 左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

第三百四十条 左の規定に違反して公訴が提起されたとき。

第三百四十二条 左の規定に違反して公訴が提起されるとするものについては、第三百二十二条の規定により地方法院の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百四十三条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十四条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十五条 被告事件は、第三百二十二条第一項第一号の規定により証拠とすることができる供述で被告人以外の者の供述をその内容とすることについては、第三百二十二条第一項第一号の規定を準用する。

第三百四十六条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十七条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十八条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十九条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十二条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十三条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十四条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十五条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

刑の執行猶予は、刑の言渡しと同時に、判決でその言渡しをしなければならない。猶予の期間中保護観察に付する場合も、同様とする。

第三百三十五条 有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならぬ。

第三百三十六条 被告事件が罪とならないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。

第三百三十七条 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

第三百三十八条 左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

第三百三十九条 左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

第三百四十条 左の規定に違反して公訴が提起されたとき。

第三百四十二条 左の規定に違反して公訴が提起されるとするものについては、第三百二十二条の規定により地方法院の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百四十三条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十四条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十五条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十六条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十七条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十八条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百四十九条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十二条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十三条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十四条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十五条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十六条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十七条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十八条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百五十九条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百六十条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百六十二条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百六十三条 被告事件が裁判所の管轄に属する事件として公訴の提起があつた場合においては、その事件が下級の裁判所の管轄に属するものと認めるときは、前条の規定にかかるわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

同一事件について更に公訴を提起することができる。

第三百四十二条 判決は、公判廷において、宣告によりこれを告知する。

第三百四十三条 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。

前項の場合には、新たに保釈又は勾留の執行停止の決定がないときに限り、第九十八条及び第二百七十五条の人第五項（第三百十二条の二第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を準用する。この場合において、第二百七十五条の八第五項中「第一項（一）とあるのは、「第二百七十五条の八第一項（一）と読み替えるものとする。

第三百四十三条の二 檢察官は、拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告により保釈又は勾留の執行停止がその効力を失つた場合において、被告人が刑事施設に収容されていないときは、被告人に対し、指定する日時及び場所に出頭することを命ずることができる。

第三百四十三条の三 前条の規定による命令を受けた被告人が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑に処する。

第三百四十四条 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第六十条第二項但書及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

拘禁刑以上の刑に処する判決の宣告が、同条に規定する不利益その他不利益の程度が著しく高い場合でなければならぬ。ただし、保釈された場合に被告人が逃亡するおそれの程度が高くなないと認めるに足りる相当な理由があるときは、この限りでない。ただし、公訴棄却（第三百三十八条第四号による場合を除く。）、罰金又は科料の裁判の告知があつたときは、勾留状は、その効力を失う。

第三百四十六条 押収した物について、没収の言渡がないときは、押収を解く言渡があつたものとする。

押収した贓物で被害者に還付るべき理由が明らかなものは、これを被害者に還付する言渡をしなければならない。

仮に還付した物について、別段の言渡がないときは、還付の言渡があつたものとする。

前三項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

第三百四十八条 裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行をすることはできず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずる虞があると認めることは、検察官の請求により又は職權で、被告人に対し、仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることができるものとする。

仮納付の裁判は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

仮納付の裁判は、直ちにこれを執行することができる。

第三百四十九条 刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならない。

刑法第二十六条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、前項の請求は、保護観察所の長の申しに基づいてこれをしなければならない。

第三百四十九条の二 前条の請求があつたときは、裁判所は、猶予の言渡を受けた者又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならない。

前項の場合において、その請求が刑法第二十六条の二第二号又は第二十七条の五第二号の規定による猶予の言渡しの取消しを求めるものであつて、猶予の言渡しを受けた者の請求があるときは、口頭弁論を経なければならない。

第一項の決定をするについて口頭弁論を経るときは、口頭弁論を経なければならない。

第一項の決定をするについて口頭弁論を経る場合には、猶予の言渡を受けた者は、弁護人を選任することができる。

第一項の決定をするについて口頭弁論を経る場合には、検察官は、裁判所の許可を得て、保険觀察官に意見を述べさせることができる。

第一項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百五十条 刑法第五十二条の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事實について最終の判決をした裁判所にその請求をしてなければならない。この場合には、前条第一項及び第五項の規定を準用する。

第四章 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意

第一节 合意及び協議の手続

第三百五十条の二 檢察官は、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事案件（以下単に「他人の刑事案件」という。）について一又は二以上の第一号に掲げる行為をすることにより得られる証拠の重要な性、関係する犯罪の輕重及び情状、当該関係する犯罪の関連性の程度その他の事情を考慮して、必要と認めるときは、被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が当該他人の刑事案件について一又は二以上の同号に掲げる行為をし、かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について一又は二以上の第二号に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができる。

一次に掲げる行為

イ 第百九十八条第一項又は第二百二十三条第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して眞実の供述をすること。

ロ 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること。

ハ 檢察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に関し、証拠の提出その他必要な協力をすること（イ及びロに掲げるものを除く。）。

二 次に掲げる行為

イ 公訴を提起しないこと。

ロ 公訴を取り消すこと。

ハ 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し、又はこれを維持すること。

二 特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。

ホ 第二百九十三条第一項の規定による意見を述べること。

チ 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために規制薬物の対価として得た物について、被害者から交付の請求があつたときは、前項の例により処理すべき罪、同法第百五十七条の罪、同法第百五十五条の罪（同法第百五十五条の罪、同法第百五十八条の罪（同法第百五十五条の罪、同法第百五十六条の例により処理すべき罪又は同法第百五十七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。）又は同法第百五十九条から第百六十三条の五まで、第百九十九条から第百九十七条の四まで、第百四十五条まで若しくは第二百五十二条から第二百五十四条までの罪）。

三 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下「組織的犯罪处罚法」という。）第十三条第一項第一号から第四号まで、第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪、同項第十三号若しくは第十四号に掲げる罪に係る同条の罪の未遂罪又は組織的犯罪处罚法第十条若しくは第十二条の罪）。

四 法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの

前項に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当るものを除く。）をいう。

一 刑法第九十六条から第九十六条の六まで若しくは第百五十五条の罪、同条の例により処理すべき罪、同法第百五十七条の罪、同法第百五十五条の罪、同法第百五十八条の罪（同法第百五十五条の罪、同法第百五十六条の例により処理すべき罪又は同法第百五十七条第一項若しくは第二項の罪に係るものに限る。）又は同法第百五十九条から第百六十三条の五まで、第百九十九条から第百九十七条の四まで、第百四十五条まで若しくは第二百五十二条から第二百五十四条までの罪）。

二 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）

三 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年十五号）

四 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）

五 鋼砲刀剣類所持等取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）

六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十九年法律第七十一号）

七 鋼砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年十五号）

八 醒醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）

九 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十九年法律第七十一号）

十 鋼砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年十五号）

十一 鋼砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年十五号）

十二 鋼砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年十五号）

十三 鋼砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年十五号）

十四 鋼砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年十五号）

十五 鋼砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年十五号）

五 刑法第二百三条、第二百四条若しくは第二百五条の二の罪又は組織的犯罪処罰法第七条の罪（同条第一項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。）若しくは組織的犯罪処罰法第七条の二の罪（いずれも前各号に掲げる罪を本犯の罪とするものに限る。）

第一項の合意には、被疑者若しくは被告人がする同項第一号に掲げる行為又は検察官がする同項第二号に掲げる行為に付随する事項その他の同意の目的を達するため必要な事項をその内容として含めることができる。

第三百五十条の三 前条第一項の合意をするには、弁護人の同意がなければならない。

第三百五十条の三 前条第一項の合意をするには、弁護人の同意がなければならぬ。

前条第一項の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

第三百五十条の四 第三百五十条の二第一項の合意をするため必要な協議は、検察官と被疑者又は被告人及び弁護人との間で行うものとする。ただし、被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を弁護人のみとの間で行うことができる。

第三百五十条の五 前条の協議において、検察官は、被疑者又は被告人に対し、他人の刑事事件について供述を求めることができる。（この場合においては、第一百九十八条第二項の規定を準用する。）

被疑者又は被告人が前条の協議においてした供述は、第三百五十条の二第一項の合意が成立しなかつたときは、これを証拠とすることができない。

前項の規定は、被疑者又は被告人が当該協議においてした行為が刑法第二百三条、第二百四条若しくは第二百七十二条の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者に係る同条の罪に当たる場合において、これらに係る同条の罪に当たる場合において、これを適用しない。

第三百五十条の六 檢察官は、司法警察員が送致し若しくは送付した事件又は司法警察員が現に捜査していると認める事件について、その被疑者との間で第三百五十条の四の協議を行おうとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議しなければならない。

検察官は、第三百五十条の四の協議に係る他の刑事事件について司法警察員が現に捜査していることその他の事情を考慮して、当該他人

の刑事事件の捜査のため必要と認めるときは、前条第一項の規定により供述を求めることがその他の当該協議における必要な行為を司法警察員にさせることがができる。この場合において、司法警察員は、検察官の個別の授権の範囲内で、検察官が第三百五十条の二第一項の合意の内容とすることを提案する同項第二号に掲げる行為の内容の提示をすることができる。

第二节 公判手続の特例

第三百五十条の七 檢察官は、被疑者との間でし

た第三百五十条の二第一項の合意がある場合において、当該合意に係る被疑者の事件について公訴を提起したときは、第二百九十九条の手続が終わつた後（事件が公判前整理手続に付された場合にあつては、その後）遅滞なく、証拠として第三百五十条の三第二項の書面（以下「合意内容書面」という。）の取調べを請求しなければならない。被告事件について、公訴の提起後に被告人との間で第三百五十条の二第一項の合意をしたときも、同様とする。

前項の規定により合意内容書面の取調べを請求する場合において、当該合意の当事者が第三百五十条の十二第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしているときは、検察官は、あわせて、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第一項の規定により合意内容書面の取調べを請求した後に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遲滞なく、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第一項の規定により合意内容書面の取調べを請求した後に、当該合意の当事者が第三百五十条の八 告知をしたときは、検察官は、遲滞なく、同項の書面の取調べを請求しなければならない。

第三百五十条の八 告知をしたときは、検察官は、第三百五十条の二十四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は实质的に異なるたつ供述をしたことにより同号に該当する場合を除く。）となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決定を取り消したとき。

第三百五十条の九 檢察官、被告人若しくは弁護人が証人尋問を請求し、又は裁判所が職権で証人尋問を行うこととした場合において、その証人となるべき者との間で当該証人尋問についての供述の内容が眞実でないことが明らかになつたとき。

は、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならない。この場合においては、第三百五十条の七第三項の規定を準用する。

第三节 合意の終了

第三百五十条の十 次の各号に掲げる事由があるときは、当該各号に定める者は、第三百五十条の二第一項の合意から離脱することができる。

一 第三百五十条の二第一項の合意の当事者が当該合意に違反したとき その相手方

二 次に掲げる事由 被告人

イ 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号に係る同項の合意に基づいて訴因又は罰

ハ 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号に係る同項の規定による意見の陳述において被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を述べた事件について、裁判所がその刑より重い刑の言渡しをしたとき。

二 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号に係る同項の規定による意見の陳述において被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を述べた事件について、裁判所がその刑より重い刑の言渡しをしたとき。

ハ 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号に係る同項の合意に基づいて即決裁判手続きの申立てをした事件について、裁判所がこれを却下する決定（第三百五十条の二十二第三号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものに限る。）をし、

又は第三百五十条の二十五第一項第三号若しくは第四号に該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は实质的に異なるたつ供述をしたことにより同号に該当する場合を除く。）となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決

定を取り消したとき。

二 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号に係る同項の合意に基づいて略式命令の請求をした事件について、裁判所が第四百六十三条第一項若しくは第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとし、又は検察官が第四百六十五条第一項の規定により正式裁判の請求をしたとき。

三 次に掲げる事由 檢察官

イ 被告者又は被告人が第三百五十条の四の

協議においてした他人の刑事事件についての供述の内容が眞実でないことが明らかになつたとき。

二 前条に規定する議決の前に被告人がした行為が、当該合意に違反するものであつたこと

が明らかになり、又は第三百五十条の十第一項第三号イ若しくはロに掲げる事由に該当することとなつたとき。

一 前条に規定する議決の前に被告人がした行為が、当該合意に基づくものとしてした行為又は当該協議においてした行為が第三百五十条の十五第一項の罪、刑法第二百三十三条、第二百四条、第二百六十九条若しくは第二百七十二条の罪又は組織的犯罪処罰法第七条第一項第一号若しくは第一号に掲げる者に係る同条の罪に当たる場合において、これらの罪に係る事件において用いるとき。

三 証拠とすることについて被告人に異議がないとき。

第三百五十条の十一 檢察官が第三百五十条の二第一項第二号イからニまで、ヘ又はトに係る同項の合意（同号ハに係るものについては、特定

口 第一号に掲げるもののほか、被疑者若し

くは被告人が第三百五十条の二第一項の合

意に基づいてした供述の内容が眞実でないこと又は被疑者若しくは被告人が同項の合

意に基づいて提出した証拠が偽造若しくは変造されたものであることが明らかになつたとき。

前項の規定による離脱は、その理由を記載した書面により、当該離脱に係る合意の相手方に對し、当該合意から離脱する旨の告知をして行うものとする。

の訴因及び罰条により公訴を提起する旨のものに限る。)に違反して、公訴を提起し、公訴を取り消さず、異なる訴因及び罰条により公訴を提起し、訴因若しくは罰条の追加、撤回若しくは変更を請求することなく若しくは異なる訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回若しくは異なる訴因若しくは罰条への変更を請求して公訴を維持し、又は即決裁判手続の申立て若しくは略式命令の請求を同時にすることなく公訴を提起したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならない。

検察官が第三百五十条の二第一項第二号ハに係る同項の合意(特定の訴因及び罰条により公訴を維持する旨のものに限る。)に違反して訴因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、裁判所は、第三百十二条第一項の規定にかかるはず、これを許してはならない。

第三百五十条の十四 検察官が第三百五十条の二第一項の合意に違反したときは、被告人が第三百五十条の四の協議においてした供述及び當該合意に基づいてした被告人の行為により得られた証拠は、これらを証拠とすることができない。

前項の規定は、当該被告人の刑事案件の証拠とすることについて当該被告人に異議がない場合に合意及び当該被告人以外の者の刑事案件の証拠とすることについてその者に異議がない場合には、これを適用しない。

第三百五十条の十五 第三百五十条の二第一項の合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出した者は、五年以下の懲役に処する。

前項の罪を犯した者が、当該合意に係る他人の刑事案件の裁判が確定する前であつて、かつ、当該合意に係る自分の刑事案件の裁判が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第五章 即決裁判手続

第一節 即決裁判手続の申立て

第三百五十条の十六 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当地と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期一年以

上の徴役若しくは禁錮に当たる事件について
は、この限りでない。

前項の申立ては、即決裁判手続によることについての被疑者の同意がなければ、これをすることはできない。

検察官は、被疑者に対し、前項の同意をするかどうかの確認を求めるときは、これを書面でしなければならない。この場合において、検察官は、被疑者に対し、即決裁判手續を理解させるために必要な事項（被疑者に弁護人がないときは、次条の規定により弁護人を選任することができる旨を含む。）を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げなければならない。

被疑者に弁護人がある場合には、第一項の申立ては、被疑者が第二項の同意をするほか、弁護人が即決裁判手續によることについて同意をし又はその意見を留保しているときに限り、これをすることができる。

被疑者が第二項の同意をし、及び弁護人が前項の同意をし又はその意見を留保するときは、裁判書面でその旨を明らかにしなければならない。

第一項の書面には、前項の書面を添付しなければならない。

第三百五十三条の十七 前条第三項の確認を求められた被疑者が即決裁判手續によることについて同意をするかどうかを明らかにしようとする場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。ただし、被疑者以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十七条の三の規定は、前項の請求をする場合についてこれを準用する。

第二節 公判準備及び公判手続の特例

第三百五十五条の十八 即決裁判手續の申立てがあつた場合において、被告人に弁護人がないとときは、裁判長は、できる限り速やかに、職権で弁護人を付さなければならない。

第三百五十六条の十九 検察官は、即決裁判手續の申立てをした事件について、被告人又は弁護人に対し、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類を閲覧する機会その他の同項に規定する機会を与えるべき場合には、できる限り速やかに、その機会を与えるなければならない。

第三百五十五条の二十 裁判所は、即決裁判手續の申立てがあつた事件について、弁護人が即決裁

判手続によることについてその意見を留保しているとき、又は即決裁判手続の申立てがあつた後に弁護人が選任されたときは、弁護人に対し、できる限り速やかに、即決裁判手続によることについて同意をするかどうかの確認を求めなければならない。

弁護人は、前項の同意をするときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

第三百五十条の二十一 裁判長は、即決裁判手続の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴いた上で、その申立て後（前条第一項に規定する場合においては、同項の同意があつた後）、できる限り早い時期の公判期日を定めなければならない。

第三百五十条の二十二 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあつた事件について、第二百九十五条の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしたときは、次に掲げる場合を除き、即決裁判手続によつて審判をする旨の決定をしなければならない。

一 第三百五十条の十六第二項又は第四項の同意が撤回されたとき。

二 第三百五十条の二十第一項に規定する場合において、同項の同意がされなかつたとき、又はその同意が撤回されたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものであると認めるとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。

第三百五十条の二十三 前条の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日については、弁護人がないときは、これを聞くことができない。

第三百五十条の二十四 第三百五十条の二十二の決定のための審理及び即決裁判手続による審判については、第二百八十四条、第二百八十五条、第二百九十六条、第二百九十七条、第三百条から第三百二条まで及び第三百四条から第三百七十七条までの規定は、これを適用しない。

即決裁判手続による証拏調べは、公判期日において、適当と認める方法でこれを行ふことができる。

第三百五十条の二十五 裁判所は、第三百五十条の二十二の決定があつた事件について、次の各号のいずれかに該当することとなつた場合には、当該決定を取り消さなければならない。

二 判決の言渡し前に、被告人又は弁護人が即決裁判手続によることについての同意を撤回したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該事件が即決裁判手続によることができないものである回したとき。

四 当該事件が即決裁判手続によることが相当でないものであると認めるとき。

前項の規定により第三百五十条の二十二の決定が取り消されたときは、公判手続を更新しなければならない。ただし、検察官及び被告人又は弁護人に異議がないときは、この限りでない。

第三百五十条の二十六 即決裁判手続の申立てを却下する決定（第三百五十条の二十二第三号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものを除く。）があつた事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四十条の規定にかかるらず、同一事件について更に公訴を提起することができる。前条第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当すること（同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なるた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。）となつたことを理由として第三百五十条の二十二の決定が取り消された事件について、当該取消しの決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とする。

第三節 証拠の特例

第三百五十条の二十七 第三百五十条の二十二の決定があつた事件の証拠については、第三百二十二条第一項の規定は、これを適用しない。ただし、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べたものについては、この限りでない。

第四節 公判の裁判の特例

第四百三十四条 第四百二十三条、第四百二十四条及び第四百二十六条の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、前条第一項の抗告についてこれを準用する。

第四編 再審

一 原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。

二 原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

三 有罪の言渡を受けた者を評告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、評告により有罪の言渡を受けたときには、この限りでない。

四 原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。

五 特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡を受けた事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六 有罪の言渡を受けた者に対し無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対する刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかなる証拠をあらためて見つかったとき。

七 原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があった場合には、原判決をした裁判所がその事實を知らなかつたときには、この限りでない。

第四百三十六条 再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対しても、その言渡を受けた者の利益のために、これを定する事由があるとき。

二 原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官について前条第七号に規定する事由があるとき。

第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の請求が得ることのできることはできない。

第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の請求が得ることのできる理由により、確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

第一審の確定判決に対して再審の請求が得ることのできる理由により、確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。

第一審の確定判決に対して再審の請求が得ることのできる理由により、確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

第一審の確定判決に対して再審の請求が得ることのできる理由により、確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。

第一審の確定判決に対して再審の請求が得ることのできる理由により、確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を附さなければならない。

第三項の場合において、再審の請求をした者は、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百四十六条 再審の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第四百四十七条 再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。

第四百四十八条 再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第四百四十九条 控訴を棄却した確定判決とその再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、控訴裁判所による再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

第一審又は第二審の確定判決とその再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、控訴裁判所による再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を附さなければならない。

第三項の場合において、再審の請求をした者は、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百五十三条 再審における無罪の言渡をした者は、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

第五編 非常上告

第四百五十四条 檢察總長は、判決が確定した後の事件の審判が法令に違反したことを見つしたときは、最高裁判所に非常上告をすることができる。

第四百五十五条 非常上告をするには、その理由を記載した申立書を最高裁判所に差し出さなければならない。

第四百五十六条 公期日には、検察官は、申立書に基いて陳述をしなければならない。

第四百五十七条 非常上告が理由のないときは、判決でこれを棄却しなければならない。

第四百五十八条 非常上告が理由のないときは、左の区別に従い、判決をしなければならない。

一 原判決が法令に違反したときは、その違反した部分を破棄する。但し、原判決が被告人のため不利益であるときは、これを破棄して、被告事件について更に判決をする。

二 訴訟手続が法令に違反したときは、その違反した手続を破棄する。

第四百五十九条 非常上告の判決は、前条第一号但書の規定によりされたものを除いては、その効力を被告人に及ぼさない。

裁決手続に關しては、事実の取調をすることができる。この場合には、第三百九十三条第三項の規定を準用する。

第四百六十一条 裁判所は、申立書に包含された事項に限り、調査をしなければならない。

裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴訟手続に關しては、事実の取調をすることができる。この場合には、第三百九十三条第三項の規定を準用する。

第四百六十二条 簡易裁判所は、検察官の請求により、その管轄に屬する事件について、公判前、略式命令で、百万円以下の罰金又は科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他付隨の処分をすることができる。

第四百六十三条 略式手続

第四百六十二条 檢察官は、略式命令の請求に際し、被疑者に対し、あらかじめ、略式手続を理解させるために必要な事項を説明し、通常の規定に従い審判を受けることができる旨を告げた上、略式手続によることについて異議がないかどうかを認めなければならない。

被疑者は、略式手続によることについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

第四百六十二条 略式命令の請求は、公訴の提起とともに、書面でこれをしなければならない。

前項の書面には、前条第一項の書面を添附しなければならない。

第四百六十二条の二 檢察官は、略式命令の請求をする場合において、その事件について被告人との間でした第三百五十条の二第一項の合意があるときは、当該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならない。

前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならぬ。

あるときは、當該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならぬ。

前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならぬ。

あるときは、當該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならぬ。

第四百六十三条 第四百六十二条の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができる。検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならぬ。

前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならぬ。

あるときは、當該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならぬ。

前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならぬ。

あるときは、當該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならぬ。

前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならぬ。

あるときは、當該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならぬ。

前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならぬ。

あるときは、當該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならぬ。

前項の規定により合意内容書面を裁判所に差し出した後、裁判所が略式命令をする前に、当該合意の当事者が第三百五十条の十第二項の規定により当該合意から離脱する旨の告知をしたときは、検察官は、遅滞なく、同項の書面をその裁判所に差し出さなければならぬ。

あるときは、當該請求と同時に、合意内容書面を裁判所に差し出さなければならぬ。

が」と、第二百七十二条の二第二項中「公訴の提起において読み替えて適用する第二百七十二条第二項の規定による起訴状抄本等の提出は、第三百三十九条（第四号に係る部分に限る）の規定の適用については、公訴の提起においてされたものとみなす。

第四百六十三条の二 前条の場合を除いて、略式命令の請求があつた日から四箇月以内に略式命令が被告人に告知されないときは、公訴の提起は、さかのばつてその効力を失う。

前項の場合には、裁判所は、決定で、公訴を棄却しなければならない。略式命令が既に検察官に告知されているときは、略式命令を取り消した上、その決定をしなければならない。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百六十四条 略式命令には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附隨の処分並びに略式命令の告知があつた日から十四日以内に正式裁判の請求をすることができる旨を示さなければならぬ。

略式命令には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附隨の処分並びに略式命令の告知があつた日から十四日以内に正式裁判の請求をすることができる旨を示さなければならぬ。

第四百六十五条 略式命令を受けた者又は検察官は、その告知を受けた日から十四日以内に正式裁判の請求をすることができる。

前項の規定による求めは、第二百七十二条の二第一項の規定による求めとみなして、同条第二項の規定を適用する。この場合において、同項中「公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに」とあるのは、「速やかに、裁判所に対し」とする。

第四百六十三条第六項の規定は、前項において読み替えて適用する第二百七十二条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出について準用する。

第四百六十三条第六項の規定は、前項において読み替えて適用する第二百七十二条の二第二項の規定による起訴状抄本等の提出について準用する。

第四百六十九条 正式裁判の請求により判決をしたときは、略式命令は、その効力を失う。

第四百七十一条 略式命令は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定判決とする裁判が確定したときも、同様である。

第七編 裁判の執行

第一章 裁判の執行の手続

裁判は、この法律に特別の定のある場合を除いては、確定した後これを執行する。

第二章 裁判の執行

裁判の執行は、その裁判をした裁判所に對応する検察官がこれを指揮する。

裁判所に對応する検察官がこれを指揮する。

裁判所に對応する検察官がこれを指揮する。

裁判所に對応する検察官がこれを指揮する。

裁判所に對応する検察官がこれを指揮する。

裁判所に對応する検察官がこれを指揮する。

裁判所に對応する検察官がこれを指揮する。

書の原本、謄本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本に認印して、これを提出することができる。

検察官は、第二項の規定により通常の規定にて、必要と認めるときは、裁判所に対し、起訴状に記載された第二百七十二条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者の個人特定事項について、必要と認めるときは、裁判所に対し、当該個人特定事項が被告人に知られないようにするための措置をとることを求めるべきである。

前項の規定によれば、その重いものを先にするべき料を除いては、その重いものを先にする。但し、検察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百七十五条 死刑の執行は、法務大臣の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がされその手續が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

第四百七十六条 法務大臣が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならない。

第四百七十七条 死刑は、検察官、検察事務官及び刑事施設の長又はその代理者の立会いの上、これを執行しなければならない。

検察官又は刑事施設の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない。

第四百七十八条 死刑の執行に立ち会つた検察事務官は、執行始末書を作り、検察官及び刑事施設の長又はその代理者とともに、これに署名押印しなければならない。

第四百七十九条 死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

死刑の言渡を受けた女子が懷胎しているときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

前二項の規定により死刑の執行を停止した場合には、心神喪失の状態が回復した後又は出産の後に法務大臣の命令がなければ、執行することができない。

第四百八十条 徵役、禁錮又は拘留の言渡を受けし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。但し、刑の言渡しをした裁判所に對応する検察官がこれを指揮する。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判の執行を指揮する場合を除いては、裁判の執行を指揮する。

第四百八十二条 裁判の執行の指揮は、書面でこ

府の検察官の指揮によつて、その状態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十二条 前条の規定により刑の執行を停止した場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者を監護義務者又は地方公共団体の長に引き渡し、病院その他の適当な場所に入れさせなければならない。刑の執行を停止された者は、前項の处分があるまでこれを刑事施設に留置し、その期間を刑期に算入する。

第四百八十三条 懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡をした裁判所に対応する検察庁の検察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方検察庁の検察官の指揮によつて執行を停止することができる。

一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき。

二 年齢七十年以上であるとき。

三 受胎後百五十日以上であるとき。

四 出産後六十日を経過しないとき。

五 刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずる虞があるとき。

六 祖父母又は父母が年齢七十年以上又は重病若しくは不具で、他にこれを保護する親族がないとき。

七 子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親族がないとき。

八 その他重大な事由があるとき。

第四百八十三条 第五百条に規定する申立の期間内及びその申立があつたときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行は、その申立についての裁判が確定するまで停止される。

第四百八十四条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者が拘禁されないときは、検察官は、執行のため、出頭すべき日時及び場所を指定してこれを呼び出さなければならない。呼出しに応じないときは、収容状を発しなければならない。

第四百八十五条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者が逃亡したとき、又は逃亡するおそれがあるときは、検察官は、直ちに収容状の拘禁刑に処する。

を発し、又は司法警察員にこれを発せしめることができる。

第四百八十六条 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者の現在地が分からぬときは、検察官は、検事長にその者の刑事施設への収容を請求することができる。

第四百八十七条 収容状には、刑の言渡しを受けた者の氏名、住居、年齢、刑名、刑期その他収容に必要な事項を記載し、検察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければならない。

第四百八十八条 収容状は、勾引状と同一の効力を有する。

第四百八十九条 収容状の執行については、勾引状の執行に関する規定を準用する。

第四百九十条 罰金、料料、没収、追徴、過料、没取、訴訟費用、費用賠償又は仮納付の裁判は、検察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

第四百九十二条 前項の裁判の執行は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他強制執行の手続に関する法令の規定に従つてする。ただし、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

第四百九十三条 没収又は租税その他の公課若しくは専売に関する法令の規定により言い渡した罰金若しくは追徴は、刑の言渡を受けた者が判決の確定した後死亡した場合には、相続財産についてこれを執行することができる。

第四百九十四条 法人に対して罰金、料料、没収又は追徴を言い渡した場合に、その法人が判決の確定した後合併によつて消滅したときは、合併の後存続する法人又は合併によつて設立された法人に対して執行することができる。

第四百九十五条 第一审と第二審とににおいて、仮納付の裁判があつた場合に、第一審の仮納付の裁

は、その金額の限度において刑の執行があつたものとみなす。

前項の場合において、仮納付の裁判の執行に所在が判らないため、又はその他の事由によつて、その物を還付しができない場合におけるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十九条 押収物の還付を受けるべき者の代理人は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

第四百九十九条の二 前条第一項において準用する第二百二十二条第一項若しくは第百二十四条第一項の規定による未決勾留の日数は、左の場合に全部これを本刑に通算する。

第四百九十九条の三 上訴の提起期間中の未決勾留の日数は、上訴申立後未決勾留の日数を除き、全部これを本刑に通算する。

第四百九十九条の四 上訴申立後の未決勾留の日数は、左の場合には、全部これを本刑に通算する。

第四百九十九条の五 檢察官が上訴を申し立てたとき。

第四百九十九条の六 檢察官以外の者が上訴を申し立てたとき。

第四百九十九条の七 前二項の規定による通算については、未決勾留の一日を刑期の一日又は金額の四千円に折算しなければならない。

第四百九十九条の八 上訴裁判所が原判決を破棄した後の未決勾留は、上訴中の未決勾留日数に準じて、これを通算する。

第四百九十九条の九 前二項の規定による通算については、未決勾留の一日を刑期の一日又は金額の四千円に折算しなければならない。

第四百九十九条の十 上訴裁判所が原判決を破棄した後の未決勾留は、上訴中の未決勾留日数に準じて、これを通算する。

第四百九十九条の十一 前二項の規定による公判をした日から六箇月以内に還付の請求がないときは、その物は、国庫に帰属する。

第四百九十九条の十二 前条第一項の規定は第二百二十二条第三項の規定による交付又は複写について、それぞれ準用する。

第四百九十九条の十三 前項において準用する前条第一項又は第二項及び第二百二十二条第一項において準用する第二百二十二条第三項の規定による交付又は複写について、それぞれ準用する。

第四百九十九条の十四 前項において準用する前条第一項の規定による公判をした日から六箇月以内に前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

第四百九十九条の十五 前項の申立は、訴訟費用の負担を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

第四百九十九条の十六 前項の申立は、訴訟費用の負担を命ぜられた者は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

第四百九十九条の十七 前項の申立は、訴訟費用の負担を命ぜられた者は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

第四百九十九条の十八 前項の申立は、訴訟費用の負担を命ぜられた者は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

第四百九十九条の十九 前項の申立は、訴訟費用の負担を命ぜられた者は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

第四百九十九条の二十 前項の申立は、訴訟費用の負担を命ぜられた者は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

第四百九十九条の二十一 前項の申立は、訴訟費用の負担を命ぜられた者は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

第四百九十九条の二十二 前項の申立は、訴訟費用の負担を命ぜられた者は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

正に作られた部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

第四百九十九条の二十三 押収物の還付を受けるべき者の代理人は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

第四百九十九条の二十四 仮納付の裁判の執行があつた後に、第一審の仮納付の裁

判で納付を命ぜられた金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十九条の二十五 前項の場合において、前条の規定による予納がされた金額があるときは、その予納がされた金額を當該訴訟費用の額に相当する金額を控除し、当該訴訟費用の納付に充てる。

第四百九十九条の二十六 前項の規定により予納がされた金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある

二号) (昭和二八年八月七日法律第一七
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
2 この附則で、「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、従前の刑事訴訟法をいう。
3 新法は、特別の定がある場合を除いては、新法施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。
4 前項但書の場合において、旧法によつてした訴訟手続が新法にこれに相当する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。
5 新法施行前に正式裁判の請求をした事件で新法施行後にその取下のあつたものの訴訟費用の負担については、新法施行後も、なお従前の例による。
6 新法施行の際すでに控訴趣意書の差出期間を経過した事件の控訴裁判所における事実の取調について、新法施行後も、なお旧法第三百九十三条第一項但書の規定を適用する。
7 新法施行前すでに略式命令の請求があつた事件の略式手続については、なお従前の例によつる。正式裁判の請求をすることができる期間についても、同様である。
8 前項前段の事件で、被告人に対し略式命令の贈本の送達がなくて新法施行前すでに略式命令の請求があつた日から二箇月を経過したものについては、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失つたものとする。但し、新法施行前すでに裁判所が旧法第四百六十三条の規定により通常の規定に従い審判をすることとした事件及び新法施行前すでに被告人に対し略式命令の贈本が送達された事件については、この限りでない。
9 第七項前段の事件で、新法施行の際略式命令の請求があつた日からまだ二箇月を経過していないものについては、新法第四百六十三条の二の規定の適用があるものとする。この場合には、前項但書の規定を準用する。
10 新法施行の際まだ略式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際に検察官から被疑者に対し略式命令の請求をすることを告げているものについては、これを告げた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がない場合に、新法第四百六十二条及び第四百六十一條の二及び第四百六十一條の二及び第四百六十二

条第二項の規定にかかるわらず、略式命令をすることができる。

附 則（昭和二八年八月一〇日法律第一五五号）抄

1 この法律の施行期日は、昭和二十八年十二月三十日までの間ににおいて政令で定める。

附 則（昭和二九年四月一日法律第五七号）抄

1 この法律は、昭和二十九年八月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。但し、刑法第一条第二項の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二九年六月八日法律第一六三号）抄

（施行期日）

1 この法律中、第五十三条の規定は交通事故即決裁判手続法の施行の日から、その他の部分は、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、同法附則第二項但書に係る部分を除く。の施行の日から施行する。

附 則（昭和二三年四月三〇日法律第一〇八号）

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和四六年四月六日法律第四二号）

この法律（第一条を除く。）は、昭和四十六年七月一日から施行する。

附 則（昭和五一年五月二一日法律第二三号）

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を行する。

2 この法律の施行前に生じた訴訟費用については、この法律による改正後の刑事訴訟法第百八十二条の第三項ただし書の規定は、適用しない。

3 この法律による改正後の刑事訴訟法第百八十二条の二の規定は、この法律の施行後に無罪の判決が確定した事件につきこの法律の施行前に生じた費用についても適用する。

4 檢察官のみが上訴をした場合において、その上訴がこの法律の施行前に棄却され又は取り下げられたときは、上訴によりその審級において生じた費用の補償については、なお従前の例による。

5 この法律による改正前の刑事訴訟法第三百七十条第一項の規定による補償の請求及び前項の

録画の方針により記録媒体に記録し、並びにこれを立証の用に供することをいう。(以下この条において同じ。)が、被疑者の供述の任意性その他の事項について的確な立証を担保するものであるとともに、取調べの適正な実施に資することを踏まえ、この法律の施行後三年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に伴つて捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等に留意しつつ、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示、起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置、証人等の刑事手続における保護に係る措置等について検討を行うものとする。

(調整規定)

第二章 第三号施行日が刑法等の一部を改正する法律の施行の日以後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

附 則 (平成二十九年六月二一日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十二日を経過した日から施行する。

(検討)

第十二条 政府は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定により同項に規定する取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を行つては、新組織的犯罪处罚法第六条の二第一項及び第二項の規定の適用状況並びにこれらの規定の罪に係る事件の検査及び公判の状況等を踏まえ、特に、当該罪に係る事件における証拠の収集の方法として刑事訴訟法第一百九十八条规定による取調べが重要な意義を有するとの指摘があるとともに留意して、可及的速やかに、当該罪に係る事件に関する当該制度の在り方について検討を加えるものとする。

2 政府は、新組織的犯罪处罚法第六条の二第一項及び第二項の罪に係る事件の検査に全地球測

位システムに係る端末を車両に取り付けて位置情報を検索し把握する方法を用いることが、事案の真相を明らかにするための証拠の収集に資するものである一方、最高裁判所平成二八年（あ）第四四二号同二九年三月一五日大法廷判決において、当該方を用いた捜査が、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がある場合でなければ許容されない強制の处分に当たり、当該方法を用いた捜査が今後も広く用いられる有力な捜査方法であるとすれば、これを行ってたつては立法措置が講ぜられることが望ましい旨が指摘されていることを踏まえ、この法律の施行後速やかに、当該方法を用いた捜査を行うための制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（令和元年一二月四日法律第六三	
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。	(罰則に関する経過措置)
第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの 法律の規定によりなお従前の例によることと される場合におけるこの法律の施行後にした行為 に対する罰則の適用については、なお従前の 例による。	(施行期日)
附 則（令和二年五月二九日法律第三三 号）抄	(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 六月を超えない範囲内において政令で定める日 から施行する。	(施行期日)
附 則（令和三年五月一九日法律第三七 号）抄	(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。	(施行期日)
一 第二十七条（住民基本台帳法別表第一から 別表第五までの改正規定に限る）、第四十五 条、第四十七条及び第五十五条（行政手続に おける特定の個人を識別するための番号の利 用等に関する法律別表第一及び別表第二の改 正規定（同表の一「二十七」の項の改正規定を除 く。）に限る。）並びに附則第八条第一項、第 五十九条から第六十三条まで、第六十七条及 び第七十一条から第七十三条までの規定 布の日	(施行期日)
二 及び三 略	(施行期日)
四 第十七条、第三十五条、第四十四条、第五 十条及び第五十八条並びに次条、附則第三 条、第五条、第六条、第七条（第三項を除 く。）、第十三条、第十四条、第十八条（戸籍 法第一百二十九条の改正規定（「戸籍の」の下 に「正本及び」を加える部分を除く。）に限 る。）、第十九条から第二十一条まで、第二十 三条、第二十四条、第二十七条、第二十九条 (住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改 正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第 三十三条から第三十五条まで、第四十条、第 四十二条、第四十四条から第四十六条まで、	(施行期日)

第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第45条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（（一）条例を含む。）を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十七条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例によること。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百一十五条の規定（公布の日（政令への委任）

（政令への委任）

第一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和五年五月一七日法律第二八号）抄

（施行期日）

(公訴時効に関する経過措置)

第五条 第二条改正後刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定は、第二条の規定の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

2 第二条改正後刑事訴訟法施行日以後においては新刑事訴訟法第二百五十条第三項及び第四項の規定は、刑法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百五十六号)附則第三条第二項の規定にかかるらず、第二条の規定の施行の際その公訴の時効が完成していない罪についても、適用する。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第一百七十六条から第一百七八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下この項及び次項において「改正後の刑事訴訟法」という。)第二百一条の二第一項及び第二項、第二百七条の二、第二百七条の三第一項(第一号イに係る部分に限る。)並びに第四百二十九条第三項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、改正後の刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項、第二百七十二条の五第一項(第一号イに係る部分に限る。)、第二百七十二条の二第一項、同条第四項において読み替えて準用する改正後の刑事訴訟法第二百七十二条の六第五項及び第二百七十二条の八第一項並びに改正後の刑事訴訟法第四百六十八条第四項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百七十二条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

2 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第二百七十六条から第二百七八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条の規定による改めの刑事手続に付随する措置に関する法律第二十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適

用については、改正後の刑事訴訟法第二百七十一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

3 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間ににおける前項の規定の適用については、同項中「第四十六条第一項」とあるのは、「第四十二条第一項」とする。

(検討等)

第二十条

政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律による改正後の

過した場合において、この法律の施行後五年を経

それぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影す

る行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する

法律(令和五年法律第六十七号)の規定(以下「新刑法等の規定」という。)の施行の状況を勘

案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏

まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(周知)

第二十一条

政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他の性的な被害の実態について、必要な調査を行ふものとする。

2 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 附 則 (令和五年一月一三日法律第六七号)

抄

(刑事訴訟法等の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法の罪は、前条(第一号に係る部分に限る。)の規定による改正後の刑事訴訟法第三百五十条の二(第二項第四号ロに係る部分に限る。)の規定の適用については、大麻草の栽培の規制に関する法律の罪とみなす。

2 附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条改正前大麻法の罪は、前条(第一号に係る部分に限る。)の規定による改正後の刑事訴訟法第三百五十条の二(第二項第四号ロに係る部分に限る。)の規定の適用については、大麻草の栽培の規制に関する法律の罪とみなす。

(施行期日)

第一条

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。